

年金制度の改正が行われます

令和6年に公表されました財政検証の結果を受け、年金制度改革に向けて議論がされてきましたが、令和7年5月16日に年金制度改革法案が第217回通常国会に提出され、6月13日に成立しました。成立しました年金制度改革法の概要は次のとおりです。

改正の趣旨

- 働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化に対応する。
- 所得再分配機能の強化により、年金受給者の生活の安定を図る。

1 被用者保険の適用拡大等

- 短時間労働者の社会保険への加入条件をわかりやすくするため、適用要件のうち、賃金要件が撤廃されるとともに、企業規模要件が令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃されます。
- 適用拡大により、新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者に対し、社会保険料の負担を軽減できる特例的な措置が実施されます。(令和8年10月1日施行)

2 在職老齢年金制度の見直し

高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業調整が発生しない、働き方に中立的な仕組みとするため、一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止基準額を引き上げます。

これにより、年金を受給しながら働く高齢者が、年金の減額を意識せず、より多く働けるようになります。(令和8年4月1日施行)

改正前

令和7年度の
支給停止基準額
51万円



改正後

令和8年度の
支給停止基準額
62万円

3 遺族年金の見直し

- ①遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とします。(令和10年4月1日施行)
- ②子(※)に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止が廃止されます。(令和10年4月1日施行)

改正前の制度が
適用される方

- ・既に受給権を有する方
- ・60歳以上で死別された方
- ・20代～50代の18歳未満の子のある方
- ・令和10年度に40歳以上になる女性

※18歳に到達した年度末までまたは障害がある場合は20歳未満の子

4 標準報酬月額の上限引上げ

標準報酬月額の上限を、65万円から75万円に段階的に引上げます。(令和9年9月～68万円、令和10年9月～71万円、令和11年9月～75万円)

これにより、一定以上の月収のある方に、現役時代の賃金に見合った年金を受け取れるようになります。

5 その他の改正

① 将来の基礎年金の給付水準の底上げ

次期財政検証において、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講じるものとなりました。

これにより、給付と負担の均衡のとれた持続可能な公的年金制度の確立が望めます。

② 子に係る加算等の見直し(令和10年4月1日施行)

- ・子を持つ年金受給者の保障を強化する観点から、現在受給している者も含めて子に係る加算額を引上げ
- ・年下の配偶者を扶養する場合にのみ支給される配偶者に係る加算額の引下げ

